

【資料1】 「避難所が危険区域にあるか」のアンケート回答集計 (2014年12月3日)

★41市町中、24市町で危険区域に避難所あり

★避難所599カ所中、184ヶ所が危険区域 全体の約1/3 (31%)

アンケート実施期間:2014年11月7日～11月25日

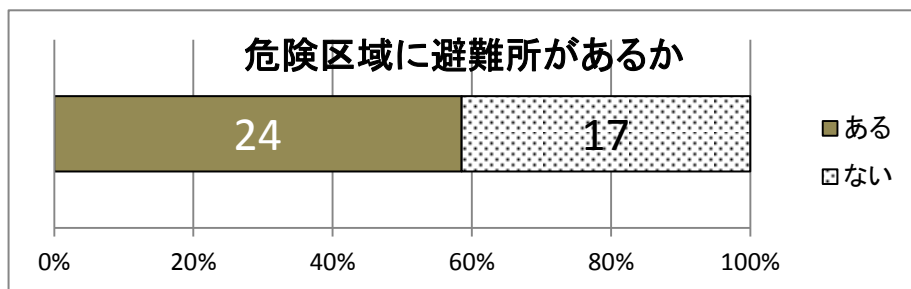
実施主体:避難計画を案ずる関西連絡会/脱原発はりまアクション

回答率:100%(ただし明石市は口頭での回答。西宮市の危険区域の避難所数は市から回答なしのため市民の調査による)

No.	避難元		避難先		危険区域 内にある か	危険区 域避難 所の数	避難所 の全件 数	見直し 状況	見直し完了 予定	兵庫県 への連絡	避難元 への連絡	危険理由		
					ある=●			未着手=× 見直し中=△ 見直し済=○		伝えている=○ 伝えていない=×				
1	福井県	小浜市	但馬	豊岡市	●	3	13	△	2015年3月	○	×	風水害		
2				養父市	●	2	9	△	2015年3月	×	×	土砂災害		
3				朝来市					5					
4				香美町	●	4	4	×		×	×	崩壊土砂流出等		
5				新温泉町	●	1	2	×		×	×	土砂災害		
6			中播磨	姫路市	●	4	39	△	2015年3月	○	○	土砂災害		
7				市川町	●	1	3	×		×	×	土砂災害		
8				福崎町	●	1	5	×		×	×	浸水		
9				神河町	●	2	2	△		○	○	土砂災害		
10				高浜町	宝塚市	●	5	15	△	2015年5月	×	○	土砂災害等	
11		阪神北	三田市				5							
12			猪名川町		●	1	3	×		×	○	土砂災害		
13		おおい町	阪神北	伊丹市			24							
14				川西市	●	2	19	×		×	×	洪水		
15		若狭町	丹波	篠山市	●	3	6	×		○	○	土砂災害等		
16				丹波市	●	4	7	×		他	×	浸水等		
17			北播磨	西脇市				5						
18				三木市	●	2	14	×		×	×	浸水等		
19				小野市					6					
20				加西市					9					
21				加東市	●	1	2	×		×	×	洪水等		
22		多可町					4							
福井県小計					15	36	201							
23	京都府	福知山市	西播磨	上郡町			1							
24		舞鶴市	阪神南	神戸市	神戸市	●	5	71	△		×	×	津波浸水等	
25				尼崎市	●	58	61	×		他	他	洪水		
26				西宮市	●	42	65	△	2016年3月	○	○	土砂災害等		
27		綾部市	西播磨	淡路	淡路市			6						
28				相生市					5					
29				赤穂市					2					
30				宍粟市	●	7	17	×		×	×	土砂災害		
31				たつの市	●	1	3	△		×	×	土砂災害		
32				太子町					8					
33				佐用町					2					
34		宮津市	東播磨	明石市				47						
35				加古川市	●	28	51	×		他	他	洪水等		
36				高砂市					14					
37		南丹市	淡路	洲本市	●	2	9	必要なし		×	×	津波等		
38				南あわじ市	●	4	9	×		○	○	土砂災害等		
39		京丹波町	阪神南	芦屋市				19						
40		伊根町	東播磨	稲美町				3						
41				播磨町	●	1	5	×		×	×	高潮		
京都府小計					9	148	398							
合計					24	184	599							

避難所アンケート結果の概要

- 危険区域に原発事故時の避難所はあるかの質問に41市町のうち半数以上の24市町が「ある」と回答



- 危険区域にある避難所の数は合計184ヶ所。599避難所の内約1/3(31%)が危険区域にある多いのは尼崎市58ヶ所、西宮市42ヶ所等
- 危険区域にあると答えた24市町のうち、見直し完了は0件見直し中が8市町で完了予定があるのは5件のみ。時期は来年3月・5月、西宮市は2016年3月見直し。未着手と回答したのは15市町にのぼる

見直し完了	0
見直し中	8 (うち完了予定が決まっているもの5)
未着手	15
その他	1
合計	24

- 兵庫県に「伝えている」と回答したのは6市町のみ「伝えていない」と回答したのは15市町。残り3市町はホームページ等で公開しているので知っているはずと回答

伝えている	6
伝えていない	15
その他	3
合計	24

- 避難元へ「伝えている」と答えたのは7市町のみ「伝えていない」と答えてのは15市町。2市(尼崎市と加古川市)はホームページ等で公開しているはずと回答

伝えている	7
伝えていない	15
その他	2
合計	24

特徴

- 問題の発端となった神河町の旧上小田小学校は跡地利用が決まるため、新しい避難所を探さなければならない
- 高浜町の避難先では宝塚市、猪名川町の避難所が危険区域にある
- 小浜市の避難先の避難所も危険区域が多い
- 舞鶴市や綾部市、宮津市の避難先の避難所では危険区域が多い

福井県4市町分の危険区域の避難所 36ヶ所リスト

【資料2】

約1万人の避難先が危険区域に設定されたまま

★若狭町・10ヶ所で約5,240名の避難所が危険区域

避難所名・住所などは、関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(2014年3月)より
危険区域内の避難所・危険の理由は、自治体アンケート結果より

アンケート実施期間：2014年11月7日～11月25日 兵庫県全41自治体から回答(回答率100%)
実施主体：避難計画を案ずる関西連絡会/脱原発はりまアクション

避難元市町	小学校区	地区名2	人数	避難先市町	危険区域内の避難所	避難所住所	危険の理由
小浜市	遠敷	竜前	178	豊岡市 3	五荘地区公民館	豊岡市上陰 137-7	風水害による浸水
		忠野、上根来・中ノ畑地区	40		新田地区公民館	豊岡市河谷 596	風水害による浸水
		検見坂地区	187		新田小学校体育館	豊岡市河谷 596	風水害による浸水
	中名田	小屋・下田	366	養父市 2	関宮農林漁業者等健康増進施設	養父市関宮 630	土砂災害警戒区域
					関宮コミュニティスポーツセンター	養父市関宮 627	土砂災害警戒区域
	加斗	荒木	211	香美町 4	122 射添体育館	香美町村岡区村岡 396	崩壊土砂流出危険区域
					村岡体育館	香美町村岡区村岡 396	急傾斜地の崩壊
					福岡体育館	香美町村岡区福岡 1110-1	急傾斜地の崩壊
					おじろドーム	香美町小代区実山 65	崩壊土砂流出危険区域
					岡津・鯉川	237	新温泉町 1
	今富	尾崎	235	姫路市 4	兵庫県立姫路商業高等学校	姫路市井ノ口 468	土砂災害警戒区域
	小浜	小浜男山・小浜貴船・小浜鹿島	347		兵庫県立姫路飾西高等学校	姫路市飾西 148-2	土砂災害警戒区域
					姫路市立飾磨高等学校	姫路市飾磨区妻鹿 672	土砂災害警戒区域
	国富	丸山・熊野・次吉	318		姫路市立琴丘高等学校	姫路市今宿 668	土砂災害警戒区域
	雲浜	四谷町	286	市川町 1	市川町公民館	市川町小畑 848	土砂災害
口名田	須縄地区	163	福崎町 1	福崎小学校	福崎町馬田 169-4	浸水想定区域	
	上中井・滝谷地区の一部	411名の約半分(205)					
	東相生地区	223	神河町 2	旧川上小学校	神河町川上 483	土砂災害警戒区域	
		西相生地区					211
高浜町	青郷	東三松	宝塚市 5	兵庫県立宝塚高等学校	宝塚市逆瀬台 2-2-1	土砂災害	
				宝塚市立逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台 6-1-1	土砂災害	
		西三松・青葉		436	兵庫県立宝塚西高等学校	宝塚市ゆずり葉台 1-1-1	土砂災害
			人数の小計	4,794			

避難元市町	小学校区	地区名 2	人数	避難先市町	危険区域内の避難所	避難所住所	危険の理由
高浜町	高浜	塩土・畑・中寄	533	宝塚市	兵庫県立宝塚北高等学校	宝塚市すみれが丘 4-1-1	土砂災害
		大西・中町・今在家・本町・中央・赤尾町・菌部の約半分	1,576名の約半分(788)		宝塚市立スポーツセンター	宝塚市小浜 1-1-11	浸水予想区域(2.0m未満)
		横町	361	猪名川町 1	スポーツセンター	猪名川町万善字十貫 25-1	土砂災害警戒区域
おおい町	佐分利	岡安	184	川西市 2	川西市立多田小学校	川西市多田院 1-4-1	洪水
	大島	宮留・南浦	229		川西市立川西小学校	川西市栄根 1-1-1	洪水
若狭町	三方	鳥浜	826名の約1/3(275)	篠山市 3	B&G 海洋センター	篠山市日置 385-1	浸水想定区域
		舘川	168		今田健康増進センター	篠山市今田町下立杭字茶屋場 16-3	土砂災害警戒区域
		三方	654名の約半分(327)		西紀体育館	篠山市宮田 111	土砂災害警戒区域
	気山	中村	160	丹波市 4	山南 B&G 海洋センター体育館	丹波市山南町野坂 297	土砂災害警戒区域
		寺谷・切追・卒 <small>キリコウ</small>	227		春日体育センター	丹波市春日町黒井 496-2	浸水想定区域
	梅の里	世久見・食見 <small>ムロミ</small>	216		青垣住民センター	丹波市青垣町佐治 114	浸水想定区域
	岬	小川・神子・常神 <small>ミコ</small>	499		氷上住民センター	丹波市氷上町成松字甲賀 1	浸水想定区域
	みそみ	能登野	339名の約半分(169)	三木市 2	中央公民館	三木市本町 2-2-10	浸水ハザード(河川)
		白屋・成願寺	326		三木コミュニティスポーツセンター	三木市加佐 572	土石流ハザード
	三方	北前川・佐古・田名・向笠	778	加東市 1	やしろ国際学習塾	加東市上三草 1175	洪水・ため池の浸水区域
				人数の小計	5,240		
			人数の総計	10,034			

【資料 3】

災害対策基本法等の改正で、避難施設は危険区域に指定できなくなった

原発事故時の避難施設（避難所や一時集合場所）が、津波や土砂災害の危険区域に設定されたままであることが、兵庫県の41市町へのアンケート結果で明らかになった。

鹿児島県の避難計画でも問題となっている。例えば、鹿児島県出水市の避難先である水俣市の避難所の一部が危険区域に設定されたままであり、水俣市は見直しを進めている。

自然災害と福島原発事故の犠牲と教訓から、災害対策基本法（災対法）が改正され（法改正は2013年6月、今年4月から施行）、避難施設は安全な区域に指定し、基準を満たす必要が定められた。これを受けて、原子力災害対策特別措置法（原災法）でも同様の改正が行われた。

現在のように、避難所が土砂災害警戒区域等に設定されたままの状態は、これらの法に違反しており、避難計画は無効。「避難計画はできあがった」と言えるような状況ではない。

原発事故で避難した先が、危険区域で使用できない状況になれば、住民の安全は守れない。この基本的な問題を放置したまま、住民に知らせることもなく、再稼働を強行することは許されない（以下では、兵庫県で問題になる「避難所」について説明する）。

1. 災害対策基本法は、原発の大事故時にも適用される。

災害対策基本法（災対法）は、一般の自然災害のみならず、原発の大事故時にも適用される。

◇災害対策基本法施行令

（政令で定める原因）

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

改正された災対法では、避難施設（「緊急避難場所」と「避難所」）の「指定」と「基準」に関する規定が盛り込まれた。この法改正に伴い、原災法でも同様の扱いとなり、原発事故時の避難所等にもこれらの法が適用されることになった。

2. 「避難所」・「安全区域」+30km圏外

避難先の体育館等のように滞在する「避難所」については、下記の災対法で（指定避難所の指定）が規定された。10月24日の政府交渉で、内閣府の防災担当者は、原発事故時の「避難所」は、土砂災害等の危険区域以外（安全区域）で、さらに30km圏外に指定すると認めた。

（指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される原子力災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退き若しくは屋内への退避を行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

[原災法 災害対策基本法の読み替えによる ※1]

※1 原災法では、第6章雑則で「災害対策基本法の規定の読み替え適用等」として表で示されている。

例えば「立退き」→「立退き又は屋内への退避」等々。

【政令で定める基準】とは、「施行令」で以下のように定められている。規準はいくつかあるが、今回の場合は下記の三項が該当

(指定避難所の基準)
 第 20 条の6 原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第 49 条の7 第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

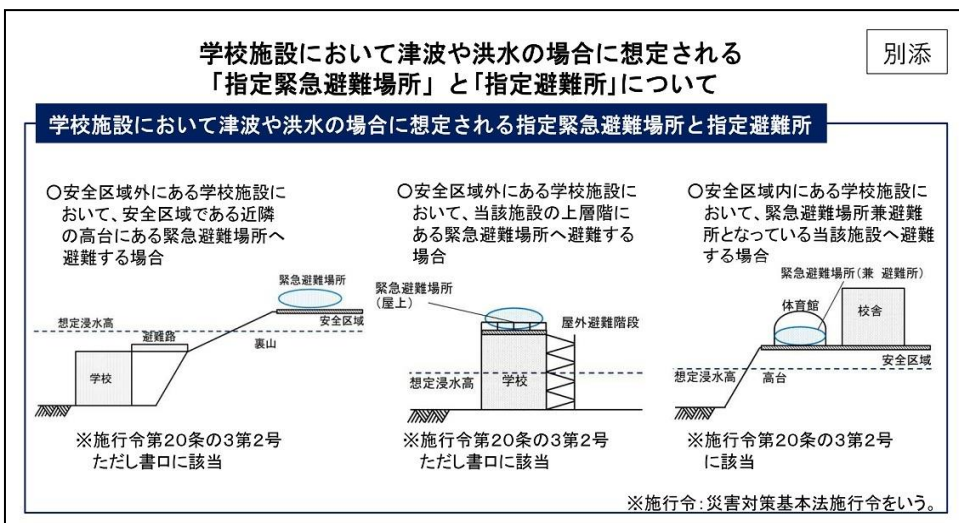
三 想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
 [原災法施行令 災害対策基本法施行令の読み替えによる ※1]

災害対策基本法施行令の場合
 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

◇「災害」を「原子力災害」に読み替えることになっている。
 一般災害の場合の基準は、津波や土砂災害の影響が少ない場所に避難所を指定することになっている。原発事故時には、これに加えて 30 km圏外に指定することになる。このことは、10月24日の政府交渉でも確認。

【避難所の件】
 市民：原子力の災害で逃げてくる人が避難する場所が、例えば山から土砂崩れが起こる場所にあるとか、それは禁止ということではよろしいですか。
 喜多：避難先の施設についてはですね、すでに一般防災、えー災害対策基本法に基づいてですね、避難所については既にそういうところから指定されるということになっております。そのあとから、原子力災害にとってはですね、UPZの外、30kmの外の施設の中で選ぶということになっています。
 市民：安全区域の中から選ぶということではよろしいですね。
 喜多：基本的にそういうことです。
 10月24日政府交渉（参議院議員会館講堂にて） 担当者：内閣府原子力防災担当 喜多 充氏

以上は 11 月 30 日学習・討論会資料より 主催：避難計画を案ずる関西連絡会



- 兵庫県ハザードマップより 5 つの自然災害
- ①土砂災害
土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜）、
／山腹崩壊／雪崩
 - ②洪水（浸水想定区域）
 - ③高潮（浸水想定区域）
 - ④津波（浸水想定区域）
 - ⑤ため池災害（浸水想定区域）

‘「緊急避難場所」と「避難所」について’ 文科省資料より

【資料4】

原子力防災対策に関する申し入れ

現在、原子力規制委員会では新規制基準の下での原発の適合性審査を進められるとともに、内閣府では原子力防災部門が充実され、九州電力川内原子力発電所においては、地元同意の手続きを経てこの冬にも再稼働が見込まれる状況となっている。これに続き、関西電力高浜発電所では12月17日に原子力規制委員会から、3、4号機の適合性審査の審査書案が取りまとめ、公表されるとともに、1、2号機についても40年とされている運転期間の延長申請の前提となる特別点検が実施されている。これについて、本日当連合委員会において関西電力から説明を聴取した。

これまで関西広域連合では、新しい規制基準の適用や防災対策について申し入れを行うとともに、国からの要請により広域避難対策の調整を行い、本年3月に広域避難ガイドラインをとりまとめ、現在避難手段その他の手順についての実効性確保の取り組みを進めている。しかしながら、高浜発電所に関しては、避難対策に関しなお数多くの課題が残され、さらに1、2号機の運転期間延長という新たな課題も生じている。この際、再稼働判断等に伴う国の責任体制を明確にすること及び次の事項について早急に対応されたい。

なお、これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない。

記

- 1 原子力発電所の運転期間延長については、老朽化した施設であることを踏まえ、慎重な審査を求める。特別点検を行う事業者を適切に指導するとともに、審査内容等について周辺部を含めた関係自治体に対して、十分な説明を行い、理解を得ること。
- 2 再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として川内原子力発電所における地元同意のプロセスによることなく、地域の実情に応じて対応すること。
- 3 UPZ の区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定については、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早期締結に応じるよう指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる法的な仕組みを構築すること。
- 4 新規制基準によって新たに求められる原子力発電所の機能のうち、整備が猶予されるものについては、その迅速な整備を行うよう事業者を指導・支援するとともに、周辺部を含めた関係自治体に整備スケジュール等について説明を行い、理解を得ること。

- 5 原子力災害時の広域避難対策について、実効性ある広域避難計画が早期に策定できるよう、国が主体となって必要な調整を行うこと。
- 6 避難退域時検査及び除染や避難者の緊急輸送の具体化にあたっては、関西広域連合が締結予定の民間事業者団体との協定を斟酌すること。また、広域避難に活用する国のモニタリング情報については、UPZ 外の地域も含めた実施体制を確立し、具体的な活用方策を示すこと。
- 7 ようやく検討が始まった PPA における防護措置の導入（安定ヨウ素剤の投与、屋内退避等の防護措置等）について、速やかに結果を取りまとめて原子力災害対策指針に反映させること。

平成 26 年 12 月 25 日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	三日月 大 造	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	久 元 喜 造	(神戸市長)